重要事項説明書

1.　事業者

（1）事業者名　　医療法人　宜野湾整形外科医院

（2）法人所在地　　沖縄県宜野湾市真栄原3丁目7番7号

（3）電話番号　　（０９８）８９７－１８９１

（4）代表者氏名　　福　嶺　紀　明

2.　事業所の概要

（1）事業所の種類　　通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション
沖縄県指定番号　第　　4710510480　　号

（2）事業所の目的　　通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、サービス従事者が要介護状態にある利用者に対し、適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供します。

（3）事業所の名称　　通所リハビリテーション まえはら

（4）事業所の所在地　　沖縄県宜野湾市真栄原３－７－７

（5）電話番号　　（０９８）８９７－３２３９　携帯：０８０-６４８９-２１４１
ＦＡＸ番号　　（０９８）８９７－３２３９
Ｍａｉｌ　　maehara2141@icloud.com

（6）当事業所の運営方針　　当事業所のサービス従事者は、介護状態等の心身の特性を踏まえ利用者が居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるように援助し、さらに利用者の社会的孤独感の解消、心身機能の維持回復を図ります。

（7）開設年月日　　令和 3年 4月1日

（8）利用定員　　午前の部　１５人（1単位目）
午後の部　１５人（2単位目）

3.　事業実施地域及び営業時間

（1）事業の実施地域
宜野湾市とします。

（2）営業日及び営業時間

営　業　日	月曜日 ～ 金曜日 祝祭日、年末年始（12/29～1/3）は休業
営業時間	8：30 ～ 17：30
サービス提供時間	午前の部　9：00 ～ 11：30　（1単位目） 午後の部　14：00 ～ 16：30　（2単位目）

４．職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して通所リハビリテーションサービスを提供する職員として、以下

の職種の職員を配置しています。

職　　種	職　員　数
１．管理者	１名
２．医師	1名
２．理学療法士	３名
３．介護職員	２名

５．当事業所が提供するサービス内容

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画書及び介護予防通所リハビリテーション計画書に基づいて、理学療法その他必要なリハビリテーションを行う。

６．利用料金

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用料の額は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合の額をお支払い下さい。

＜通所リハビリテーション利用料金（1日あたり）＞

	利用時間	介護度	１割	２割	３割
通常規模型通所リハビリテーション	１時間以上２時間未満	要介護１	３６６円	７３２円	1,０９８円
		要介護２	３９５円	７９０円	1,１８５円
		要介護３	４２６円	８５２円	1,２７８円
		要介護４	４５５円	９１０円	1,３６５円
		要介護５	４８７円	９７４円	1,４６１円
	２時間以上３時間未満	要介護１	３８０円	７６０円	1,１４０円
		要介護２	４３６円	８７２円	1,３０８円
		要介護３	４９４円	９８８円	1,４８２円
		要介護４	５５１円	1,１０２円	1,６５３円
		要介護５	６０８円	1,２１６円	1,８２４円
通所リハ理学療法士等体制強化加算			３０円	６０円	９０円
短期集中個別リハビリテーション加算			１１０円	２２０円	３３０円
通所ﾘﾊﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算（A）イ（6ヵ月）1月			５６０円	1,１２０円	1,６８０円
通所ﾘﾊﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算（A）イ（6ヵ月超）1月			２４０円	４８０円	７２０円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）			１８円	３６円	５４円
介護処遇改善加算（Ⅰ）			1ヵ月の利用単位数の４.７％		
介護職員等ベースアップ等支援加算			1ヵ月の利用単位数の１.０％		

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、基本利用料を書面でお知らせします。

＜介護予防通所リハビリテーション利用料金（１月につき）＞

	１割	２割	３割
要支援 １	２,０５３円	４,１０６円	６,１５９円
要支援 ２	３,９９９円	７,９９８円	１１,９９７円
運動器機能向上加算	２２５円	４５０円	６７５円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） <要支援１>	72円	１４４円	２１６円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） <要支援2>	１４４円	２８８円	４３２円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1ヵ月の利用単位数の４.７％		
介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヵ月の利用単位数の１.０％		

＜利用料金のお支払い方法＞

毎月、10日以降に前月分のご請求をいたしますので、末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

（１）金融機関口座からの自動引落し（自動振替）

ご利用できる金融機関　　沖縄銀行、琉球銀行、海邦銀行、JA（農協）、コザ信用金庫、労働金庫、ゆうちょ銀行

引落し日は、請求書発行月の２１日

引落し手数料につきましては無料（事業所負担）となつております。

（２）当事業所の指定口座へお振込

振込手数料は、利用者負担となります。

７．利用の中止、変更、追加

（１）利用の中止

利用予定日の前に、ご契約者の都合により通所リハビリテーションの利用を中止または変更する場合には、サービスの3日前までに事業所の方にご連絡下さい。

（２）利用の変更、追加

利用の変更、追加の申し出については、事業所の稼動状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合があります。この場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議を行います。

※サービス利用の追加の場合は、通所リハビリテーション計画作成者（ケアプラン作成事業所）に連絡をし、サービス利用が可能かどうかを確認の上ご連絡下さい。

８．衛生管理等

① 指定通所リハビリテーションの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

② 指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

９．苦情の受付について

１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口　　通所リハビリテーション管理者

○受付時間　　月曜日～金曜日（9：00～17：00）但し、祝祭日、年末年始を除く

○電話番号　　０９８－８９７－１８９１

２）行政機関、その他苦情受付機関

宜野湾市役所 介護長寿課	所在地　宜野湾市野嵩１－１－１ 電話番号　（０９８）８９３－４４１１（代表） 受付時間　９：００～１７：００
国民健康保険団体連合会	所在地　那覇市西３丁目１４番１８号（国保会館） 電話番号　（０９８）８６３－２３２１ ＦＡＸ　（０９８）８６７－６７５８ 受付時間　９：００～１７：００
沖縄県社会福祉協議会	所在地　那覇市首里石嶺町４丁目３７３－１ 沖縄県総合福祉センター内 電話番号　（０９８）８８７－２０００（代表） ＦＡＸ　（０９８）８８７－２０２４ 受付時間　９：００～１７：００

１０．緊急時における対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族に報告します。

１１．非常災害の対応

非常災害に備えるため、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、年２回以上避難、救出その他必要な訓練を行います。

１２．事故発生時等における対応方法

当事業所が利用者に対して行う通所リハビリテーションの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、当事業所が利用者に対して行った通所リハビリテーションの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。サービス提供に当たる従業者は、通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、事故等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、家族に報告するものとします。尚、救急搬送等を伴う事項が発生した場合、当事者以外の利用者様においてはリハビリ内容に変更が生じるためご了承ください。

１３．秘密保持、個人情報利用方法

１）従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この守秘義務は契約終了後も同様です。
利用者又はその家族の個人情報の取り扱いに万全の体制で取り組み全職員に周知徹底します。

２）事業所は利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書により同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又は御家族の個人情報を用いることができるものとします。

１４．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

２）虐待防止のための指針の整備を行います。

３）虐待を防止するための定期的な研修の実施を行います。

４）虐待防止に関する責任者を選定しています。
責任者：通所リハビリテーションまえはら　主任　（窓口：福地　康玄）

１５．身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

１）緊急性‥‥‥直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

２）非代替性‥‥身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

３）一時性‥‥‥利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

１６．業務継続計画の策定等

１）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーショ（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

２）事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

３）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

１７．その他運営に関する留意事項

１）事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。

採用時研修：　採用後３ヶ月以内　　継続研修　：　年１回

２）事業所は、適切な指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

３）この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は　医療法人　宜野湾整形外科医院　と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

１８．第三者評価について

第三者評価については、実施しておりません。

附則

この規定は、令和4年10月１日から施行します

通所リハビリテーションの提供開始の際に、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。本重要事項説明書を事業者が電子保存することに同意いたします。

通所リハビリテーションまえはら

令和　　年　　月　　日

説明者名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け同意し、受領しました。

令和　　年　　月　　日

利用者住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

御家族氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿